平成２４年（フ）第１８５０号
横浜市鶴見区岸谷３丁目18番21―102号
債務者　服部　綾子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７２号
岡山県倉敷市林586番地１―302
債務者　前田まゆみ
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０８号
岡山市東区松新町13番地５
債務者　水口リリーこと　ＭＩＺＵＧＵＣＨＩ　ＬＩＬＹ　ＲＥＰＡＴＯ
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５９号
沖縄県うるま市石川２丁目５番７号
債務者　番条真希子（旧姓大里）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１７５号
沖縄県宜野湾市普天間２丁目50番10―201号
普天間ビル
債務者　藤田　淑野
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１９１０号
横浜市磯子区森が丘１丁目13番27号
債務者　服部　敬子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０４号
静岡市駿河区有明町１番４―14号
債務者　脇田　敏郎
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１７号
静岡市葵区千代田６丁目18番16号　コーポ大坪101号、前住所静岡市清水区山切23番地の20、前々住所静岡市葵区千代田７丁目１番35号　ジョイフル千代田101号
債務者　鈴木　悦子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８０号
静岡県藤枝市本町４丁目７番26号
債務者　勝治　君江
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８号
愛媛県八幡浜市松柏甲95番地１　市営新開町団地５棟３階２号
債務者　保積　淳子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第３５１号
静岡県浜松市東区小池町2566番地の１
債務者　太田　勝彦
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
静岡県浜松市南区楊子町25番地の２
債務者　山内　正夫
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３５８号
静岡県浜松市南区楊子町25番地の２
債務者　山内艶こと　ホーイエン
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
岡山市東区松新町３番地４
債務者　茅野富美子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５２号
岡山市北区西崎本町13番17号、旧住所岡山市北区津高703番地２
債務者　藤原　朋子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部